

# 争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 松崎 みどり 執行委員長から、平成31年2月12日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成31年2月14日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 事 件

賃上げ・一時金、労働条件の改善に関する事項等

## 2 争議行為の日時

2019年2月23日（土）午前零時以降、要求書解決に至る間。

## 3 争議行為の場所

〈茨城民主医療機関労働組合（茨城民医労）〉

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| (1) 水戸市城南3-15-17    | 茨城保健生活協同組合本部         |
| (2) 水戸市城南3-15-17    | 城南病院                 |
| (3) 水戸市城南3-15-8     | 城南病院附属クリニック          |
| (4) 水戸市白梅3-13-8-201 | 訪問看護ステーション虹          |
| (5) 水戸市白梅3-13-8-201 | 城南居宅介護支援事業所          |
| (6) 水戸市平須町1819      | 水戸共立診療所              |
| (7) 水戸市住吉町57-2      | 看護小規模多機能型居宅介護事業所そらいろ |

〈いばらきあおぞら労組〉

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| (1) 取手市新町3-13-11   | あおぞら診療所          |
| (2) 牛久市ひたち野東3-24-3 | 住宅型有料老人ホームにれの家   |
| (3) 取手市青柳480-2     | 生協くらしのサポートセンター青柳 |

## 4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を、単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

## 5 本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| (1) 茨城民主医療機関労働組合 | 執行委員長 松崎 みどり |
| (2) いばらきあおぞら労働組合 | 執行委員長 峯崎 穂見  |